

○裾野市開発行為に伴い設置される公共施設の手続きに関する要綱

平成31年3月29日

告示第69号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第32条に基づく道路管理者である市長との協議、同意及び協議された公共施設の管理及び帰属に係る市の事務の具体的な処理について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 開発申請者 法第29条及び第35条の2に規定する許可を申請する者をいう。
- (2) 協議 法第32条に規定する協議をいう。
- (3) 同意 法第32条に規定する同意をいう。
- (4) 公共施設 法第4条第14項に規定する公共施設のうち、道路、公園、緑地及び水路(調整池を含む。)をいう。

(協議申出の手続)

第3条 開発申請者は、協議を申し出るときは、開発行為に伴う公共施設に関する協議(変更協議)申出書(様式第1号)を2部、市長に提出しなければならない。

(同意書)

第4条 市長は、前条に規定する申出に同意するときは、開発申請者に対し、裾野市開発行為に関する規則(平成18年裾野市規則第30号)第3条第6項に規定する書面(以下「同意書」という。)を交付するものとする。

- 2 市長は、別に定める基準により、前項に規定する同意について判断するものとする。
- 3 市長は、前項の同意に条件を付することができる。
- 4 市長は、協議の対象となる公共施設があるときは、第1項の同意に、協議に関する条件を付することができる。
- 5 第1項の同意書は、法第30条第2項に規定する同意を得たことを証する書面又は協議の経過を示す書面として扱うものとする。
- 6 第1項の同意書の有効期限は、市長が同意した日から3年とする。

(申出の取下げ)

第5条 開発申請者は、第3条(第8条において準用する場合を含む。)に規定する申出を取り

下げるときは、前条(第8条において準用する場合を含む。)に規定する同意を受ける前に、市長に取下書(様式第2号)を提出しなければならない。

(計画の取りやめ)

第6条 開発申請者は、第4条(第8条において準用する場合を含む。)に規定する同意を受けた後に、開発計画を取りやめるときは、廃止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(開発申請者の変更)

第7条 開発申請者は、第4条(第8条において準用する場合を含む。)に規定する同意を受け、法第29条に規定する開発行為の許可を受ける前に、開発申請者名を変更するときは、開発申請者変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(変更協議)

第8条 開発申請者は、次に掲げる変更が生じた場合は、市長に変更協議の申出をしなければならない。

(1) 帰属に関する事項の変更

(2) その他、市長が協議の必要があると判断した変更

2 前項に規定する変更協議の申出の手続きは、第3条及び第4条の規定を準用する。

(変更届)

第9条 開発申請者は、前条第1項及び次条に規定する変更以外の変更が生じたときは、市長の確認を受けなければならない。

2 前項に規定する確認は、開発行為の協議に関する変更届(様式第5号)に、当該様式の下欄に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(帰属面積等の訂正)

第10条 第4条の同意書に記載された開発区域の面積及び公共施設の面積について、測量誤差等による差異が生じたときは、開発申請者は、その旨を市長に申請し、承認を得なければならない。

2 前項に規定する申請は、帰属面積等訂正申請書(様式第6号)に、当該様式の下欄に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請を承認するときは、開発申請者に対し、帰属面積等訂正承認通知書(様式第7号)を交付するものとする。

(登記等手続)

第11条 法第40条の規定に基づき裾野市に帰属する公共施設用地(以下「市帰属用地」とい

う。)があるときは、開発申請者は、法第36条第1項の規定による工事完了届の提出までに、市帰属用地について、次に掲げる手続等を完了しなければならない。

(1) 住所等の変更 登記事項証明書に記載された所有者の住所等を、同所有者の印鑑証明書及び資格証明書のもものと整合させること。

(2) 地積更生 登記事項証明書の地積と実測の面積とが異なる場合、地積更生の登記を法務局に申請し、訂正すること。

(3) 所有権以外の登記の抹消 仮登記、抵当権、賃借権等の登記を抹消すること。

(4) 地目変更 登記事項証明書の地目を公共施設の用途に応じたものに変更すること。

(維持管理協定書等の提出)

第12条 法第39条の規定による公共施設の管理及び法第40条に規定する市帰属用地があるときは、開発申請者は、法第36条第1項の届出の際、別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りでない。

(工事完了検査)

第13条 市長は、第11条及び第12条に規定する手続きが完了し、かつ、法第36条第2項に規定する検査の結果に不備がないと認めたときは、工事完了検査の合格とする。

(道路法の手続)

第14条 市長は、第13条に規定する工事完了検査の合格後、道路法(昭和27年法律第180号)に規定する路線認定等の手続を行うものとする。

(その他の手続)

第15条 開発行為に伴い設置される公共施設の管理及び帰属に関し、この要綱に定めのない事項について、開発申請者は、市長の指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(裾野市開発行為に伴う道路整備補助金交付要綱の一部改正)

2 裾野市開発行為に伴う道路整備補助金交付要綱(平成31年裾野市告示第56号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表(第12条関係)

番号	書類の名称	提出部数	備考
----	-------	------	----

1	公共施設の管理及び帰属協定書	2	代表者印を押印したものを提出すること
2	登記承諾書兼登記原因証明情報	1	所有権移転登記用
3	帰属用地の全部事項証明書	各1	分合筆、抵当権等の確認用(要約書不可)
4	代表者事項証明書	1	公共施設の管理及び帰属協定書及び所有権移転登記用
5	印鑑証明書	1	公共施設の管理及び帰属協定書及び所有権移転登記用
6	収入印紙	1式	相互帰属により開発申請者へ帰属する土地がある場合

様式第1号（第3条関係）

### 開発行為に伴う公共施設に関する協議（変更協議）申出書

裾野市開発行為に伴い設置される公共施設の手続きに関する要綱第3条の規定に基づき、開発行為に伴う公共施設に関する協議を申し出ます。

年 月 日

裾野市長 宛

住所（所在地）

開発申請者

氏名（名称）

印

（電話）

施行場所	裾野市	開発区域の面積		施行目的
			m <sup>2</sup>	
工 期				
従前の公共施設	裾野市	開発業者	計	
	道路	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	水路	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
付替えに係る公共施設	裾野市	開発業者	計	
	道路	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	水路	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
新設する公共施設	裾野市	開発業者	計	
	道路	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	水路	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	調整池	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	公園（緑地）	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	その他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
備 考				

#### 【添付書類】

- ①従前の公共施設一覧表（別紙1）②付替えに係る公共施設一覧表（別紙2）③新設する公共施設一覧表（別紙3）④位置図⑤案内図⑥公図写し⑦計画平面図⑧求積図⑨横断面⑩縦断面⑪新旧対照図⑫その他必要な書類

別紙1

従前の公共施設一覧表（付替道路、水路を設置しない場合）

従前の公共施設 の名称	新旧対照 図に付し た番号	廃止、付 替え、拡 幅等の別	概 要			管 理 者 名 称	所 有 者 の 名 称	摘 要
			延 長	幅 員 (管 径)	面 積			
			m	m	m <sup>2</sup>			

【記入上の留意点】

従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。

別紙2

付替えに係る公共施設一覧表（付替道路、水路を設置した場合）

従前の公共施設			付替えに係る公共施設			付替後における従前の公共施設用地の帰属	摘要
名称	新旧対照図に付した番号		名称	新旧対照図に付した番号			
	番号	地積		番号	地積		

【記入上の留意点】

- 1 都市計画法第40条第1項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入すること。
- 2 開発区域の公共施設を廃止、拡幅又はそのまま存置する場合には、別紙1に記入すること。
- 3 その他の場合には、別紙2に記入し、「付替え後における従前の公共施設用地の帰属」欄には、開発行為の許可を受けた者を記入すること。また、「摘要」欄には「付替えにかかる公共施設」の所有者を記入すること。

新設する公共施設一覧表

新設する公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	概 要			管理者となるべき者の名称	摘 要
		延 長	幅 員 (管径)	面 積		
		m	m	m <sup>2</sup>		

【記入上の留意点】

- 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。
- 2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入すること。
- 3 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を概要の欄に記入すること。



様式第2号（第5条関係）

年 月 日

裾野市長 宛

## 取 下 書

年 月 日に提出した開発行為に伴う公共施設に関する協議（変更協議）申出書に基づく開発行為については、計画を取り止めることとなりましたので、裾野市開発行為に伴い設置される公共施設の手続きに関する要綱第5条の規定により取下書を提出します。

・施工地区 裾野市

住所（所在地）  
開発申請者  
氏名（名称） 印

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

裾野市長 宛

## 廃止届

年 月 日 第 号の都市計画法第32条の規定に基づく同意書に記載の開発行為は、計画を取り止めることとなりましたので、裾野市開発行為に伴い設置される公共施設の手続きに関する要綱第6条の規定により廃止届を提出します。

・施行地区 裾野市

住所（所在地）  
開発申請者  
氏名（名称） 印

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

裾野市長 宛

住所（所在地）  
開発申請者  
氏名（名称） 印

### 開 発 申 請 者 変 更 届

開発行為に伴う公共施設に関する協議の開発申請者を次のとおり変更しますので、裾野市開発行為に伴い設置される公共施設の手続きに関する要綱第7条の規定により開発申請者変更届を提出します。

- 1 都市計画法第32条の規定に基づく同意書

年 月 日 第 号

- 2 施行地区  
裾野市

- 3 開発申請者  
新 住所  
氏名  
旧 住所  
氏名

- 4 変更理由（名称変更・地位承継等）

- 5 添付書類  
変更の事実が分かる登記事項証明書等

様式第5号（第9条関係）

## 開発行為の協議に関する変更届

裾野市開発行為に伴い設置される公共施設の手続きに関する要綱第9条第1項に規定する変更が生じたので、同要綱第9条第2項の規定により、開発行為の協議に関する変更届を提出します。

年 月 日

裾野市長 宛

住所（所在地）

開発申請者

氏名（名称）

印

施行地区	開発区域の面積	
	変更前	変更後
変更の内容 （※1）		

※1 変更内容については、別紙を添付することができます。

（添付書類）

- (1) 直近に交付された同意・協議書の写し
- (2) 変更箇所の新旧対照図
- (3) その他必要な書類（変更が生じた申出書の添付書類等）

受 付 欄	
-------------	--

様式第6号（第10条関係）

### 帰属面積等訂正申請書

年 月 日 第 号による都市計画法第32条の規定に基づく同意書に記載された開発区域及び公共施設の概要欄の各面積について、境界確定等により確定したものと差異が生じたので、裾野市開発行為に伴い設置される公共施設の手続きに関する要綱第10条第2項の規定により、帰属面積等訂正申請書を提出します。

なお、開発計画については一切変更していないことを申し添えます。

年 月 日

裾野市長 宛

住所（所在地）

開発申請者

氏名（名称）

印

施行地区	
------	--

	訂 正 前	訂 正 後
開発区域の面積	m <sup>2</sup>	
市に帰属する 道路の面積	m <sup>2</sup>	
市に帰属する 水路の面積	m <sup>2</sup>	
市に帰属する 調整池の面積	m <sup>2</sup>	
市に帰属する 公園（緑地）の面積	m <sup>2</sup>	
市に帰属する （ ）の面積	m <sup>2</sup>	

※面積の訂正のない欄については斜線を引いてください。

添付書類）

- (1) 直近に交付された同意・協議書の写し
- (2) 計画平面図
- (3) 公図による公共施設の新旧対照図
- (4) 求積図・求積表

受	
付	
欄	

様式第7号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

住所（所在地）  
開発申請者  
氏名（名称）

裾野市長

### 帰属面積等訂正承認通知書

年 月 日付けで申請のありました帰属面積等訂正申請書について、書類審査等の結果、適正であると承認しましたので、裾野市開発行為に伴い設置される公共施設の手続きに関する要綱第10条第3項の規定により通知します。

なお、本書は開発行為に伴う道路に関する同意・協議書と併用してください。

	訂 正 前	訂 正 後
開発区域の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
市に帰属する 道路の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
市に帰属する 水路の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
市に帰属する 調整池の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
市に帰属する 公園（緑地）の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
市に帰属する （ ）の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第10条関係)